

平成29年1月24日

最高裁判所長官殿
検事総長殿

山城博治氏らの解放を求める声明

沖縄の非暴力平和運動のリーダーの1人である山城博治氏が、2016年10月17日に「準現行犯」逮捕され、2か月を超えて拘禁されている。日本政府が沖縄県で米軍基地建設を推進し、県民が反発を強める中、警察は山城氏を3度も重ねて逮捕し、その都度、検察が未決拘禁を求め、裁判所がこれを認めた。これは日本の警察行政と刑事司法による政治的表現の自由と適正手続きを受ける権利の蹂躪であり、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）第9条1項（恣意的な逮捕・抑留の禁止）、3項（未決拘禁の例外化）、19条（表現の自由）及び21条（平和的集会の権利）、さらに「人権擁護者に関する宣言」に違反するものである。

山城氏は沖縄の平和と民主主義を守るために設立された沖縄平和運動センターの3代目議長である。同団体が参加している「辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議」はオスプレイ配備撤回と普天間基地の閉鎖撤去および県内移設断念を求め、これらを支持する民意を受け翁長県政は誕生した。山城氏は、こうした沖縄県民の民意を背景に、名護市辺野古のキャンプ・シュワブや東村高江の北部訓練場のゲート前に集合する市民らのリーダーとして、座り込み等の方法を駆使して現場の抗議行動を率い、日本政府が大量の機動隊を派遣して県民の抵抗を力で押さえ込もうとする中、やんばるの森と海と沖縄の平和を守り抜くために、非暴力直接行動を続けていた。

特に、昨年1月下旬にキャンプ・シュワブの工事車両用のゲート前路上にコンクリートブロックを山積みした件は、沖縄県知事が事業承認を取り消したにもかかわらず、日本政府が工事を強行したため、これを阻止しようとした百数人の市民らが、警察官の面前で、共同して行ったものである。山城氏は「抵抗手段の一つだ。積み上げられたブロックはわれわれの抵抗のシンボルだ」と述べた。これが犯罪にあたるとして、10か月後の11月29日になって逮捕状を執行して拘禁中の山城氏ほか3人の市民を逮捕・拘禁するのは、彼らの政治的主張に基づく非暴力直接行動に対する弾圧が目的としか考えられない。

この行為は警察官の面前で公然と行われており罪証隠滅のおそれが無いのは明らかにも関わらず、裁判官は勾留理由開示の公判で、そのおそれがあると安易に認定した。更に山城氏が一昨年に大病を患い身柄拘束によって回復不可能な不利益を被るおそれがあるにもかかわらず、裁判官は適切な配慮をしなかった。山城氏が行ったことは犯罪として指弾されるような行為ではなく、このような長期拘禁は自由権規約第7条及び10条、さらに拷問等禁止条約の禁ずる非人道的な取り扱いにあたり、そもそも「正当な理由」に基づく拘禁（日本国憲法34条）とは言えない。

日本政府は、山城氏らを拘禁した間に、ヘリパット建設工事を完了させ、更に辺野古の新基地建設工事を再開しようとしている。

我々は、長期の身柄拘束が及ぼす山城氏への健康への影響を憂慮する。我々は山城氏らに対する拘禁は自由権規約に違反する政治的表現の不当な抑圧であると考え、この人権侵害を一刻も早く停止するように求める。我々は山城氏らの公訴を取消し、速やかに解放するよう要求する。

沖縄国際人権法研究会
反差別国際運動
（一財）アジア・太平洋人権情報センター
ヒューマンライツナウ
フランシスカンズ インターナショナル